

# 第1章　復興まちづくりの基本方針

## 1　復興まちづくりの将来像

災害を乗り越え、東松島市が目指す将来のまちの姿を3つ掲げます。この実現に向けて、復興まちづくりを進めていきます。

多くの尊い命と暮らし、財産、生業や仕事を奪われた悲劇を二度と繰り返さないために、安全に住み続けることのできる「**災害に強く安全なまち**」を目指します。

住む家を失い、不自由な生活を送っている方々が、一日も早く、安心して心豊かに暮らせる居住環境や生活環境を整えていかなければなりません。

そして、被災直後の極限状態の中で、人同士が助け合う「絆」の大切さを痛感しました。その絆を深めながら、互いに暮らしを支え合う「**安心して笑顔で暮らせるまち**」を目指します。

震災で農業・漁業・商工業などの生業が壊滅的な被害を受け、生活の糧を得るための仕事の場が失われています。産業を復興し、人々が生きがいを持って働くことのできる場を確保しなければなりません。活気にあふれた東松島市にしていくために、「**産業を育て、働く場をつくるまち**」を目指します。

今回の被害があまりにも甚大で広範であるため、復興に至るまでには、非常に困難な道のりが想定されます。しかし、震災で亡くなった方々への追悼の思いを胸に、ともに心を通わせながら歩む道の先には、次の世代につながる新たなふるさと東松島市ができるはずです。東松島市の再構築（一心・一新・一進）に向かい、心を一つにまい進してゆく「**東松島一心（いっしん）**」の言葉を掲げながら、復興のまちづくりを進めていきます。

### 復興まちづくりの将来像

#### あの日を忘れず　ともに未来へ　「東松島一心」

##### 1. 災害に強く 安全なまち

かけがえのない「命」を守り、災害に強いまちを目指します。

##### 2. 安心して 笑顔で暮らせるまち

「絆」を大切にし、支えあいながら、だれもが安心して心豊かに暮らせるまちを目指します。

##### 3. 産業を育て 働く場をつくるまち

多様な産業を育て、生きがいをもって働くことのできる、「活気」にあふれたまちを目指します。

## 2 基本方針

まちの将来像の実現に向けて、復興まちづくりの基本方針を4つ挙げました。この方針に沿いながら、分野別取組みやリーディングプロジェクトを推進していきます。

### 【1】防災・減災による災害に強いまちづくり～防災自立都市の形成～

被災した都市基盤の早期復旧に取り組むとともに、津波の威力を減衰させる施設を整えます。また、避難路、避難場所等を確保し、防災体制・機能をいっそう強化しながら、徹底して「命」を守るための防災・減災型の都市をつくります。

被災時にも地域内でエネルギー、食がまかなえるように地域の自給力を高めるとともに、いざという時に互いに助け合える災害支援ネットワークを幾重にもつくります。これらの取組みを通して、災害に強い「防災自立都市」を実現します。

### 【2】支え合って安心して暮らせるまちづくり

被災者の住宅再建に早急に取り組むとともに、子どもから高齢者まで誰もが安心して暮らしやすい生活環境をつくります。

また、災害時だけでなく、高齢社会において安心して暮らすためには、地域コミュニティ等の人とのつながりが大きな支えになります。8地区の住民自治協議会などの地域コミュニティの自治の力（自分たちで考え、意思決定して、実践していく力）を育みながら、互いに支え合える地域社会をつくっていきます。

### 【3】生業の再生と多様な仕事を創るまちづくり

被災した農業、漁業、商業、製造業、観光業等の生業の基盤整備に早急に取り組み、一日も早い再生を図ります。また、農業、漁業、林業、観光をつないで東松島市の新たな観光の魅力をつくります。さらに、企業誘致を促進して企業雇用を確保するとともに、地域のニーズに応え課題解決を図るソーシャル・ビジネス（社会的起業）等の立ち上げを支援します。

### 【4】持続可能な地域経済・社会を創るまちづくり

今回の震災を契機として、持続可能な地域経済・地域社会を実現します。そのため、震災で現れたエネルギー・環境問題を解決する新たな仕組みや産業を育てます。また、「地産地消」を進めて、生業を再生・維持していくとともに、地域循環型経済を構築します。

さらに、地域経営を持続していくために、民間の力を積極的に導入し、地域経営力の向上を図ります。

## 第2章 分野別取組み

基本方針に沿って、分野別の方向を掲げ、具体的な「取組み項目」と、その実現のための「主な実施事業」を挙げています。

### 1 防災・減災による災害に強いまちづくり～防災自立都市の形成～

#### (1) 防災・減災型都市構造の構築

東日本大震災では、大津波により市街地の約65%という広範囲な面積が浸水し、多くの命が犠牲になりました。住宅が流失、全壊するなど壊滅的な被害をもたらしました。津波から命を守るために防御施設の適切な整備が急がれます。津波による人的被害は、宮城県沖連動型地震の想定を越える地域や避難場所等に津波が侵入したことに加えて、避難中の交通渋滞などによって発生しており、安全な避難場所や避難路等の確保が必要です。

また、JR仙石線が市内全線で被災し、現時点においても大塚～矢本間の復旧の見通しがたっていないなど、課題は山積しています。これらの課題を解決して、命を守ることができる防災・減災型都市構造の構築に取組みます。

##### ① 多重防災構造の構築

津波シミュレーション結果等を踏まえ、国・県の整備計画や隣接自治体の復興計画と連携しながら、津波の衝撃や速度を弱め破壊力を減衰させて人命を守るための多重防御施設の整備を計画的に進めます。具体的には、国による海岸防潮堤の整備、県との調整を踏まえた運河護岸や県道のかさ上げ、そして市道のかさ上げや内陸堤防の構築等を推進します。

また、沿岸部で地盤が沈下していることに加え、鳴瀬川、吉田川、定川など、津波が遡上する可能性の高い河川も多いことから、沿岸堤防等の整備と河川堤防、運河堤防については、本計画と密接に連携した防災計画の見直し等、個別整備計画を整えます。

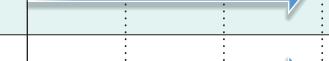
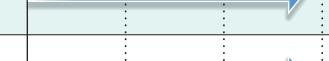
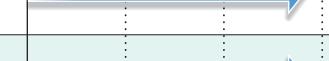
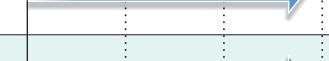
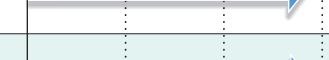
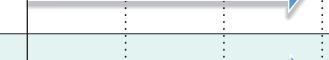
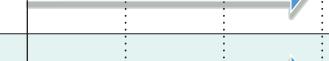
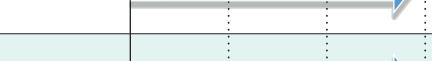
##### 【取組み項目】

- 多重防御施設の整備（海岸防潮堤、内陸堤防、かさ上げ道路等）
- 地盤沈下した沿岸部の整備
- 河川、運河の堤防等の整備

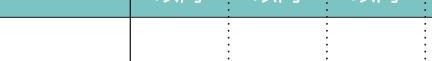
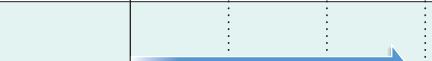


## 【主な実施事業】

## 〔1次防潮施設〕

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	大曲・浜市海岸堤防整備事業	大曲地区から浜市地区にかけて1次防潮施設を整備します。	県				
2	石巻港湾(大曲浜地区)海岸堤防整備事業	大曲港湾内に防潮施設を整備します。	県				
3	洲崎海岸堤防整備事業	野蒜地区に1次防潮施設を整備します。	県				
4	東名海岸堤防整備事業	野蒜地区の松ヶ島から東名にかけて1次防潮施設を整備します。	県				
5	長浜海岸堤防	野蒜地区の長浜に1次防潮施設を整備します。	県				
6	長石海岸堤防	野蒜地区の長石に1次防潮施設を整備します。	県				
7	長石海岸堤防	JR仙石線大塚駅周辺の海岸堤防を所有するJR東日本が、1次防潮施設を整備します。	県 JR東日本				
8	宮戸海岸堤防	宮戸地区に1次防潮施設を整備します。	県				

## 〔2次防潮施設〕

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	北上運河沿線道路整備事業	大曲地区から浜市地区にかけて2次防潮施設を整備します。サイクリングロードまたは海浜公園園路の整備を検討しています。	調整中				
2	市道不老山・松ヶ島線整備事業	現道を内陸側に移し、2次防潮施設を整備します。また、1次防潮施設から距離を保つことにより減衰効果を高めます。	市				

## 〔3次防潮施設〕

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	東名運河河川堤防整備事業	東名運河の河川堤防を嵩上げします。同時に、県道奥松島松島公園線も整備します。	調整中				
2	県道石巻工業港・矢本線整備事業	大曲地区から矢本地区上町にかけて3次防潮施設を整備します。	調整中				
3	市道立沼・浜市線整備事業	矢本地区立沼から浜市地区にかけて3次防潮施設を整備します。	市				

## 〔河川堤防〕

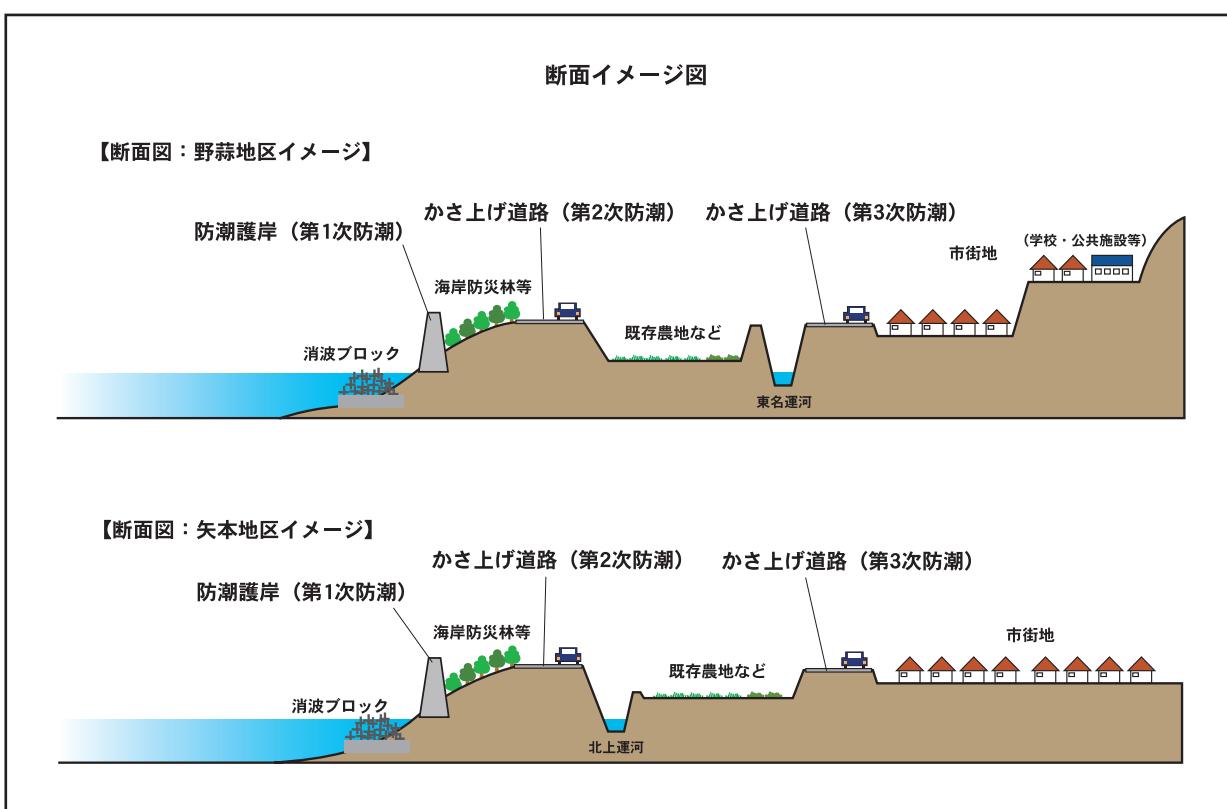
	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	鳴瀬川・吉田川河川堤防整備事業	鳴瀬川、吉田川の河川堤防の嵩上げ等整備を実施します。	国				
2	定川河川堤防整備事業	定川の河川堤防の嵩上げ整備を実施します。	県				



## 〔緑地整備〕

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	矢本海浜緑地整備事業	1次防潮施設と2次防潮施設の間に、緑地を整備し、緩衝地帯とします。	調整中				
2	野蒜海岸緑地整備事業	1次防潮施設と2次防潮施設の間に、緑地を整備し、緩衝地帯とします。	調整中				
3	防潮林整備事業	矢本海浜と野蒜海岸に緑地を整備した後、防潮林を植林し、防潮機能を強化します。	調整中				

## 多重防御のイメージ



## ② 避難場所、避難構造物、避難路等の確保

今回の被害状況および避難状況を検証して、安全な一次避難場所、避難所および避難ルートの設定、確保を行います。津波を減衰させる構造物の構築とあわせ、沿岸部から迅速に内陸部に避難できる道路や高台への避難路あるいは避難構造物等を確保します。避難構造物については、現在の被災地にある堅牢な構造物等の利活用もあわせて検討します。特に、公共施設については、耐震補強するなど充分な安全性を確保します。

また、緊急医療の対応や避難物資の確保、運搬等については、今回の経験を踏まえ、防災計画の見直しを行い、対応策を整えます。

### 【取組み項目】

- 津波被害状況、避難状況の検証
- 安全な一次避難場所、避難所および避難路の確保
  - ・渋滞回避のための複線ルートの設定や充分な幅員の確保
  - ・徒步避難者の安全な歩道ルートの整備
  - ・夜間避難、停電時の避難方法の検討
- 公的施設（市役所・支庁舎、消防署、学校等）の安全性の確保
- 緊急輸送路の確保

### 【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	避難道路整備事業	海岸部から市内陸部に避難道路を整備します。 予定路線 県道：大曲堺堀線 市道：大曲寺沼線、立沼笠松線、立沼線、牛綱江戸原線、小野浜市線、野蒜駅前線、台前亀岡線、大茂倉線、亀岡海岸線、東名新東名線、東名海岸線、大高森室浜線等	市、県				
2	津波避難施設整備事業	沿岸部に津波避難施設を整備します。	市				
3	防災公園整備事業	被災した奥松島運動公園を移転整備し、防災公園として拠点化を図ります。	市				

### ③ 安全で住みやすい住宅地・市街地の整備

「災害に強く安全なまち」を実現するためには、防災施設の整備だけではなく、高齢者や幼児等の災害弱者の命を守る対策が必要です。地域の被災状況に応じ、第3章「地区別土地利用計画」に沿って、集団移転の推進や現市街地の再生などを推進します。

特に、東日本大震災において家屋流出や住宅1階の天井まで浸水した地域については、人的被害が甚大だったことから、より安全な高台もしくは西側内陸部への集団移転を進め、将来にわたって安全に住むことのできる住宅地の整備を実現します。

また、床上浸水地域については、建築物の被災状況等も踏まえ、安全な地域への集団移転のほか、居住地の集約化や内陸堤防の構築などの手法により、防災上の安全利用と有効な土地利用の向上を図ります。

通勤・通学の足であるJR仙石線について、石巻市、仙台市等の沿線地域と連携しながら早期復旧を実現します。また、安全な高台で教育施設、福祉施設、商業施設、住宅地の一体整備を行い、徒歩圏で生活機能が充足した機能的なまちづくりを進めます。

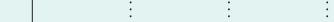
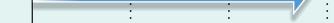
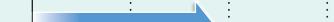
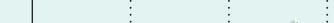
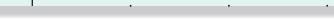
「震災からの復興まちづくりに関するアンケート調査」（平成23年7月調査）では、津波浸水被災地に居住していた世帯の約6割の方が別の場所への移転を希望しています。今後も住民の意向を十分に把握し、地域コミュニティ単位の集団移転が可能になるような合意形成を図っていきます。

#### 【取組み項目】

- 被害状況に応じた地区別土地利用の推進
- 交通インフラと連携した機能的なまちづくりの推進
  - ・JR仙石線の早期復旧と適正配置
  - ・JR線、三陸道等の東西軸沿線の安全で便利な住宅地・市街地整備
- 住民合意による集団移転の促進
  - ・住民の居住意向の把握
  - ・地域コミュニティ単位の合意形成



## 【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	新市街地土地区画整理事業	集団移転予定地について、先行的に土地区画整理事業を実施します。	市				
2	既存市街地土地区画整理事業	野蒜、大曲浜地区の現市街化区域を対象に、土地区画整理事業を活用し、基盤整備を実施します。	市				
3	既存集落基盤整備事業	牛綱、浜須賀、立沼地区の現市街化調整区域を対象に、基盤整備を実施します。	市				
4	防災集団移転促進事業	防災集団移転を希望している行政区の市民が対象となります。移転先は基本的に借地となります。	市				
5	防災集団移転総合相談事業	防災集団移転を希望している行政区の住民からの個別相談窓口を設置します。	市				
6	J R仙石線代替バス運行事業	被災により運行休止区間である矢本駅～松島海岸駅間に於いて、代替バスを運行します。	JR				
7	J R仙石線移設事業	J R仙石線について、沿岸部から内陸部に早期に移設します。	JR				
8	J R仙石線駅舎整備事業	J R仙石線の移設に伴い、必要となる新駅舎と駅前広場を整備します。	JR、市				
9	道路橋りょう災害復旧事業	被災した市道・橋りょうを速やかに復旧します。	市				
10	都市排水施設災害復旧事業	被災した排水機場・ポンプ場（都市排水）を速やかに復旧します。	市				
11	都市施設災害復旧事業	被災した公園・駅前広場等を速やかに復旧します。	市				
12	がけ地近接等危険住宅移転事業	被災した急傾斜地危険個所の二次災害防止対策を速やかに実施します。	市				

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
13	公共下水道災害復旧事業	被災した下水道施設を速やかに復旧します	市				
14	公共下水道整備事業	集団移転予定地及び跡地利用に際し、公共下水道を整備します	市				
15	農業集落排水災害復旧事業	被災した農業集落排水施設を速やかに復旧します。	市				
16	合併処理浄化槽設置補助事業（災害関連）	被災した合併処理浄化槽の改修に対し、補助金を交付します。	市				
17	流域関連公共下水道事業	集団移転等の状況把握に努め、流域全体計画を見直します。	市				
18	公共下水道事業（雨水排水）	地盤沈下による湛水被害を防ぐため、排水機場等の改築を行います。	市				
19	防災施設整備事業	被災した防犯灯を復旧します。また、新市街地に防犯灯を整備します。	市				
20	交通安全施設整備事業	被災した交通安全施設を復旧します。また、新市街地に交通安全施設を整備します。	市				
21	消防水利整備事業	新市街地に消防水利を整備します。	市				



## (2) 防災自立都市の形成

大規模震災では、ハード的な防災構築物とソフト的な減災機能を組み合わせた防災・減災体制を構築していく必要があります。

また、東日本大震災では、食料等の物資調達もままならず、電気、通信、上下水道も長期間寸断し、ガソリン、灯油等の燃料が欠乏しました。災害に強いライフラインを確保するとともに、食やエネルギーを自給できるシステムをつくり、「防災自立都市」を目指します。さらに、東京都大田区や埼玉県東松山市と災害時相互応援協定を結んでいるように、内陸地域等との災害支援ネットワークを広げ、互いに助け合う関係を構築していきます。

### ① 防災・減災体制と機能の強化

震災の被害状況や避難状況を充分に検証しながら、地震、津波そして原子力災害対策に関する防災計画を見直し、安全な防災体制をつくります。特に、災害時にはコミュニティのつながりが重要な役割を果たします。今回の大震災の経験を踏まえて、自主防災組織の組織体制や日ごろの訓練方法とともに、地域の防災備蓄倉庫の設置場所、管理体制などを改善しながら、総合的に防災機能を強化し、地域の防災意識を高めていきます。

さらに、震災の記憶を未来へ継承していくために、体験を記録するとともに、地域、学校、職場での防災学習の場を設けていきます。

#### 【取組み項目】

##### ○防災・減災体制の構築

- ・地域防災計画の検証と見直し
- ・防災無線の機能向上、避難誘導体制の強化
- ・停電、通信不通時の行動指針の策定
- ・自主防災組織機能の検証と強化
- ・避難所配置、収容規模の見直しと運営体制の強化
- ・高齢者等の災害時要援護者への対応
- ・防災備蓄倉庫の見直し

##### ○防災教育、訓練の徹底

- ・津波体験の検証と共有化
- ・住民自治協議会等のコミュニティ単位および連携協力した地域防災訓練
- ・防災教育の徹底
- ・安否確認方法の啓発

##### ○災害時の行政機能の強化

- ・危機管理計画、BCP（公共事業継続プラン）の作成、管理体制の再構築

### 【主な実施事業】

	事業名	事業概要	事業主体	事業期間			
				緊急 1年 以内	短期 3年 以内	中期 5年 以内	長期 10年 以内
1	地域防災計画策定事業	東日本大震災(地震、津波及び原子力災害)を踏まえた防災計画の検証と見直しを行います。	市				
2	防災施設整備事業	難所、避難場所を見直し、防災備蓄倉庫、備蓄品を整備します。	市				
3	常備消防整備事業	被災した矢本消防署鳴瀬出張所の機能を復旧します。	市				
4	消防施設整備事業	消防団活動のための消防車両、装備品を再整備し、地域防災力・消防力機能を回復します。	市				
5	防災行政無線整備事業	防災行政無線(同報系・移動系)及び戸別受信機を再整備します。	市				
6	東日本大震災被災体験伝承事業	東日本大震災に関する資料を収集し、電子保存等によりアーカイブ化します。また、津波体験を後世に伝承します。	市				
7	自主防災組織育成事業	東日本大震災を踏まえた自主防災組織の体制を再整備します。	自主防災組織				

